

2013年3月



# 葵総合経営センターだより

## 特集

・新春経済講演会

「2013年の経済の展望について」

講師：中日新聞社 経済部長

鈴木 孝昌氏

発行人 葵総合経営センター  
代表 杉浦 正康

〒460-0012

名古屋市中区千代田三丁目14番22号

TEL<052>331-1740(代表) FAX<052>339-1816

E-Mail

aoi@aoi-cms.com

URL

http://www.aoi-cms.com/



牛場塗装 牛場 建一 氏 撮影

## 目次

- |   |                   |       |    |                |
|---|-------------------|-------|----|----------------|
| 2 | 安倍政権の高支持率に想う      | 杉浦 正康 | 6  | 平成24年分確定申告について |
| 3 | 時代への対応            | 杉浦 康晴 | 8  | 「お漬けもの日本一 獲得！」 |
| 4 | 特集                |       |    | ～株式会社 香味小夜子 様～ |
|   | 新春経済講演会           |       | 9  | スポーツと体罰        |
|   | 「2013年の経済の展望について」 |       | 10 | 異業種若手経営者交流会    |
|   | 講師：中日新聞社 経済部長     |       |    |                |
|   | 鈴木 孝昌氏            |       |    |                |

# 安倍政権の高支持率に思う

センター代表 杉浦 正康

各全国紙の「安倍内閣支持率」がいずれも60%台で非常に高いのが特徴です。アベノミックスに代表されるような政策に関する支持が評価されているように思います。ただ筆者もそのひとりですが非常に危うさを抱えた政策であるとの懸念を持ってはいるのですが、当面これだけの評価を国民がしているという事実がありますので、そのことについて一応のまとめをやっておきたいと思います。

第一は、民主党のやり方を反面教師にしてとにかく政策決定を速やかにやることに努めていることです。民主党の場合慣れないという点を割引してもなお党内の意見がばらばらでありそれを統一するだけのイニシャティブを発揮できなかったためとにかく決定が遅かったということがあり、国民が大分イライラしたということがありましたのでそれを抜本的に変えたことです。第二は、イニシャティブを持った総理が自分が思ったことをしゃにむに実行する歯切れの良さです。自信がないこともあり一々右顧左眄しながらの政策決定でしたので意気のよさが感じられなかった民主党時代のムードとくらべると非常に勢いが感じられます。第三は、「ばらまき」と言われようが構わず一番の支持基盤である建設業界を元気付かせるような政策を前面に出したことです。そのために国債を増発することまでためらわないでやってしまうということを実行しました。第四は、やはり全体として過去の経験があるためぎこちなさがないことで一種

の安定感を感じさせることが出来る点です。内容的には相当問題があり近い将来大問題になるような事柄であっても当面一種の安定感があり何となく安心感を与えていることは事実です。

思いつくままにここまで書いてきましたが例によって、企業経営においてこれを学ぶ点がいろいろあるのではないかという気がしてきました。

第一のスピードの問題は、意思決定の素早さと納品等を含めた顧客への素早い対応の点です。第二の強力なイニシャティブについては業務遂行の勢いです。確信を持って迷わずに取り組むことで感じられる部下をも巻き込む勢いのよさです。第三は借金のしまくりは賛成できませんがとにかく顧客が喜ぶことを前面に出していくことです。第四は過去のすべての蓄積を総動員して顧客に安心感を与えるように配慮することでしょう。

その他まだまだいろいろ参考にすべきことはあると思いますが、総じて言えば顧客のみならず関係者にいかに安心感を与えることができるかどうかが勝負の分かれ目のように思います。ただ、企業経営においては絶対に「信用の破壊」は許されません。政治の場合はその点政策が破たんして内閣が行きづまってもスペアが効きますが、企業経営は一度信用を失えばおしまいである点が根本的に違います。安倍内閣の支持率の高さがいつまで続くか、それはそれでみものです。

## 時代への対応

所長 杉浦 康晴

今年の春は花粉の飛散量が例年より多いと言われております。暖くなるのは嬉しいですが花粉症の私にとっては辛い時期でもあります。季節の変わり目は体調を崩しやすいので皆様も十二分にご留意ください。

さて、2012年の帝国データバンクの調査によると、日本の社長の平均年齢は58歳7ヶ月で1990年の54歳から一貫して上昇しているといえます。「60歳以上」がもっとも多く、全体の51.8%を占めており52万2,290人となっています。また社長交代率は3.61%で1990年以降、過去最低を更新しました。年齢別構成や平均年齢の推移が人口動態とほぼ比例した推移となっていることから「社長業」の高齢化は今後ますます加速することが予想されるとしています。このことから後継者対策をはじめとする中小企業活性化策が求められる状況となっていると指摘しています。

高齢化が良いとか悪いという話ではなく、メリット・デメリットを理解しているかが問題だと考えます。

メリットは、事業承継や長期的な計画を立てやすいということ。しかし、メリットとは考えずにいると活用できずに終わってしまうことも多いでしょう。社長の高齢化により、次代の後継者にバトンタッチをする際、計画的にできるメリットがあります。事業承継はなかなかスムーズにいかないものです。いわ

ゆる組織のリーダーの交代ですから、先代にとってみれば譲る気持ちはあっても行動に移せないこともあります。そのため、計画的に長期的に行うことが必要になってくるわけです。もう一方で高齢化によるデメリットは、やはりITなど新しい技術を導入するための行動が遅れがちになるということです。新しい技術の投資はリスクがあるので社長が理解をした上で導入するとなると時間がかかりがちです。スピードが求められる分野ですので、いったん遅れをとるとその遅れを取り戻すことは難しくなります。ある雑誌の記事によると、社長の年齢が40代の中堅・中小企業の43.2%が「情報通信技術（ICT）投資積極型」であるのに対し、社長が70代の企業では14.3%にとどまっているといえます。

事業の環境が変化している時代では、組織変革を拒んで従来のメカニズムを維持しようとしているばかりでは、時代の変化に取り残され成功への道は阻まれることになるかもしれません。今が好調であり、現状を維持することだけに専念しても時代の事業環境によって不調に陥ることも多々あります。

社長の高齢化は会社の業績に直結することもあります。中小企業にとっては、特に大きな問題でもあります。今は関係ないと考えている経営者の方も是非とも中長期的なビジョンで経営計画していただきたいと思います。

## 新春経済講演会

講師：中日新聞社 経済部長  
鈴木 孝昌 氏

去る1月22日（火）当センター「葵リレーションホール」におきまして、中日新聞社経済部長 鈴木 孝昌氏を講師としてお招きし、「2013年の経済の展望について」と題した「新春経済講演会」を開催致しました。当センター所長 杉浦康晴より、鈴木孝昌氏の経歴を紹介後、1時間半のご講演がありました。講演概要は次の通りです。



### （1）アベノミクスの功罪

現在推し進められている、経済再生に向けての政策（アベノミクス）について基本的な考え方である「3本の矢」（大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略）に関して分かりやすい説明とともに、現在の「円安」「株高」などの具体的な現象について解説がありました。

- ①アベノミクスは、現在マーケットで好評価を得ているが、実際の成長戦略についてまだ具体策が提示されているわけではなく、期待先行的な部分があること。
- ②一方で、復興増税や、各種税率の上昇に伴い、家計の負担は増加することが考えられ、成長戦略が失敗すれば円高・デフレに逆戻りしてしまうことが予想されること。
- ③財政政策により、国の借金がさらに増え続けていけば、現在のように、国債を国内で保有する率が下がっていくことも考えられ、リスクが高まること。
- ④現在の円安に関しても、既に日本は輸出産

業に頼っているわけではないので、急激な円安が必ずしも好景気を支えていくことにはならないということ。

### （2）カギ握る日中関係

日本の輸入・輸出どちらについてもその比率が今や20%を超え、極めて経済的にも密接となった日中関係について、現状及び今後の予測を昨今の反日デモなどの具体的な事象などをもとに解説がありました。

- ①昨年の大規模な反日デモは、極めて組織化されたデモであり、民意だけで起こったものではなく、中国の指導部の政治的な権力争いに関係していたこと。
- ②尖閣諸島問題に関しても上記権力争いに関係しており、今後武力衝突に発展することも考えられるが、現在その回避に向けて、年末に誕生した安倍政権が柔軟な対応をしており、中国側もトーンダウンしつつあること。
- ③いずれにせよ、何年かすればまた同じような問題は起こりえる可能性が高いので、事業

として中国に進出するのであれば、それ相応のリスクがあるということを考えておかなければならないこと。

### (3) どうなる日本の製造業

上述した激変する環境下で、日本の産業を支える製造業の本年の見通しについて、各業界ごとに解説がありました。

①トヨタ自動車は昨年、自動車総販売数世界一の座を奪還し、今年も昨年と同等の販売を見込んでいるが、国内では300万台程度と昨年より1割減の計画であり、また生産拠点も東北、九州へシフトしていくことが考えられ、中部圏への好影響は考えにくいこと。

②小型・スリム化したiPhone5の部品の約50%は日本製であり、小型で技術力が必要なものについての日本製品の評価は未だ高いものがある。また、シャープはスマートフォンの消費電力を通常の1/2程度にできる技術を開発し、復活の兆しを感じられること。

③ボーイング787がトラブル続きで運航停止状態になったが、ボーイング787の部品の35%は日本製であり、特に中部の重工業は大いに関係しており、このまま運航停止が続けば、納入が遅れることになり、企業にとっても大ダメージになることが予測されること。

### (4) 期待の産業

最後に、これから注目される、もしくは成長が期待される産業について、特に中部圏を中心にして解説がありました。

①MRJ（三菱リージョナルジェット）が現在注目されている。商品力が高く2015年のフライトに向けて、三菱重工業が既に325機を受注している。それだけでなく、三菱はトータ



ル1,500機の受注を目標にしており、実現すれば中部の重工産業は活気づくものと考えられる。

②リニアの実用化に関しては、現在2027年に東京ー名古屋間が開業することとなっており、当面終着駅となる名古屋駅周辺へのアクセス人数は飛躍的に高まることが予想される。その影響で名古屋駅周辺はビルの建築ラッシュが予定されており、いくつかのビルは2015年の完成を目指しており、産業全体が活気づくのではないかと考えられること。

③シェールガスの普及により、エネルギーの輸入を中東依存している状況が変われば、エネルギーコストはかなり減少することが考えられ、産業界全体として考えると好材料になることが考えられること。

④高齢社会が進む中で、中部の産業界の中には、自動車用の技術を医療・介護業界に応用して新たに付加価値の高い商品を創り上げている企業がいくつかある。技術を他の産業に活かしていくことで新たな展開が図れる可能性があること。

全体を通しては、2013年の経済展望について中国問題とからめて分かりやすくお話し頂き、明るい展望の部分と、その裏にある暗い部分について整理できたのではないかと考えます。

(文責：宮田)

# 平成24年分確定申告について

月次決算部 石川 雅恵

3月に入り、平成24年分確定申告の期限、3月15日（金）まで残り2週間ほどとなりました。改正事項や該当する事項がないか、今一度ご確認ください。

## 主な改正事項

### 生命保険料控除

- ・平成24年1月1日以後に締結された契約に基づく介護医療保険料（適用限度額4万円）が控除対象に追加
- ・新契約に係る一般生命保険料控除及び個人年金保険料控除の適用限度額は、それぞれ4万円まで
- ・新生命保険料、介護医療保険料、新個人年金保険料に係る控除額（各最高4万円）旧生命保険料、旧個人年金保険料（平成23年12月31日以前に締結）に係る控除額（各最高5万円）の合計額が10万円から12万円に増額

支払保険料等控除額計算式（新契約保険料）

20,000円以下	全 額
20,000円超 40,000円以下	保険料等×1/2 + 10,000円
40,000円超 80,000円以下	保険料等×1/4 + 20,000円
80,000円超	一律40,000円

支払保険料等控除額計算式（旧契約保険料）

25,000円以下	全 額
25,000円超 50,000円以下	保険料等×1/2 + 12,500円
50,000円超 100,000円以下	保険料等×1/4 + 25,000円
100,000円超	一律50,000円

### 寄附金控除及び認定NPO法人等寄附金特別控除について

都道府県知事又は指定都市の長が行う新たな認定制度による認定を受けたNPO法人又は仮認定を受けたNPO法人に、その認定又は仮認定の有効期間内に支出した寄附金についても控除の対象

### 医療費控除の対象範囲

平成24年4月1日以後に支払った介護福祉士による喀痰吸引等及び一定の研修を受けた介護職員等による特定行為に係る費用の自己負担分に係る医療費が追加

## 確定申告をすれば税金が戻ってくる可能性がある人

例えば給与所得, 退職所得のある人で、

### 自己や自己と生計を一にする親族の為に医療費を支払った方

※医療費が10万円を超えなくても戻ってくる可能性はあります。

### 住宅改修特別工事を行った方

住宅ローン等を利用しない場合であっても、以下の要件に当てはまれば所得税の税額控除を受ける事が出来ます。

マイホームについて

- ① 特定居住者(\*)である方がバリアフリー改修工事や一般の省エネ改修工事を行った場合
- ② 特定居住者以外の方が一般の省エネ改修工事をして居住の用に供した場合

(\*) 特定居住者…a) 50歳以上の方    b) 要介護又は要支援の認定を受けている方

c) 障害者である方, 高齢者等 【b)若しくはc)に当てはまる方又は65歳以上の方】である親族と同居をしている方

### 住宅耐震改修特別控除を行った方

昭和56年5月31日以前に建築された自己の居住家屋の住宅耐震改修をした場合控除を受ける事ができます。

A 改修工事費用（補助金の交付を受ける場合にはこの補助金等の額を控除します）

B 改修に係る耐震工事の標準的な費用

A・Bいずれか少ない方の金額×10%    （最高20万円まで）

他にも、公的年金等の収入金額が400万円以下でありかつ、その年分の公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合は、確定申告する必要はありませんが、医療費や寄付金等を支払われた方は確定申告をすると税金が戻ってくる可能性があります。

以上が全てではございませんが、いかがでしたでしょうか？

該当される方等いらっしゃいましたら、各担当者へご相談ください。

	納税の期限	口座振替日
申告所得税	平成25年3月15日	平成25年4月22日
消費税及び地方消費税	平成25年4月1日	平成25年4月24日



センター顧問先様である株式会社 香味小夜子『(株)丸越グループ』様が、お漬けもの日本一決定戦「T-1グランプリ2012」でグランプリを獲得されました！

地域の食文化「漬物」のチャンピオン決定戦



日本全国から集まった漬物のチャンピオン決定戦、全国713作品の頂点、漬物チャンピオンに！

名 称	T-1グランプリ2012 全国決勝大会
開催日時	2013年1月20日（日）10：00～17：30
開催場所	東京タワーフットタウン1階特設会場（東京都港区芝公園4-2-8）
主 催	T-1 グランプリ2012実行委員会
後 援	農林水産省、フード・アクション・ニッポン推進本部、一般社団法人日本野菜ソムリエ協会、北海道新聞社、日本農業新聞北海道支所 他
特別審査員	全日本漬物協同組合連合会常任顧問、宇都宮大学名誉教授前田安彦 日本野菜ソムリエ協会野菜ソムリエKAORU（かおる） らでいっしゅぼーや（株）代表取締役社長緒方大助、タレントはるな愛 他



### 【T-1グランプリ 法人の部】

#### ■グランプリ「ごぼうとナッツの胡麻味噌漬」 (株)香味小夜子／愛知県みよし市

ごぼうを塩漬けし、醤油ベースの調味液で漬けた後、胡麻味噌でもう一度漬け込みます。三段階に分けてじっくりと漬け込み、芯まで味をなじませるのがポイントです。

ナッツとゴマの香ばしさと旨みを加えた、新感覚のお漬物です。

滋味豊かな牛蒡を、香ばしいナッツと胡麻とともに味噌風味塩漬に仕立てました。前菜に、御飯に、お酒に美味しい逸品。美容と健康に効果的な特別開発の謹製御漬物。この機会に日本一の御漬物の味をどうぞご賞味ください。

創業100年、伝統を受け継ぎながら新しい味にもチャレンジしていきたい。これからも皆様に喜んで頂ける美味しい漬物を作ります！

「ごぼうとナッツの胡麻味噌漬」は、2月16日より丸越様「専門店」各店において、週末数量限定で販売が可能となったそうです。

名古屋地区では、名鉄百貨店をはじめアピタ等の大型商業施設で、丸越様「専門店」が入っている店舗にて販売されております。数量限定でございますので、週末はお早めにお買い求めください。



# スポーツと体罰

弁護士 長谷川留美子

最近、高校の部活動における体罰や、女子柔道界におけるパワハラ・暴力など、スポーツ界における指導のあり方が問題になっています。

スポーツに法律が関係あるのか？と疑問に思う向きもあるかもしれませんが、平成23年8月24日にスポーツ基本法が施行されており、同法第2条には、基本理念として、

「スポーツは、これを通じて幸福で豊かな生活を営むことが人々の権利であることに鑑み、国民が生涯にわたりあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的かつ自律的にその適性及び健康状態に応じて行うことができるようにすることを旨として、推進されなければならない。」

「スポーツは、とりわけ心身の成長の過程にある青少年のスポーツが、体力を向上させ、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培う等人格の形成に大きな影響を及ぼすものであり、国民の生涯にわたる健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育む基礎となるものであるとの認識の下に、学校、スポーツ団体、家庭及び地域における活動の相互の連携を図りながら推進されなければならない。」

「スポーツは、スポーツを行う者の心身の健康の保持増進及び安全の確保が図られるよう推進されなければならない。」

等と規定されています。現在の状況は、これらに反するものといわざるを得ません。

この法律の制定にあたっては、柔道のオリンピック選手であった谷亮子議員も関わっていたと思います。その柔道界において上記基本理念に反するような出来事が起こっていたことは、皮肉なことだと思います。

また、高校の部活動は、まさしく「青少年のスポーツ」であり、上記の基本理念のもとに推進されなければならないはずです。学校関係者の猛省を促したいものです。

スポーツ基本法には、国及び地方公共団体が、スポーツの指導者その他スポーツの推進に寄与する人材の養成及び資質の向上並びにその活用のために必要な施策を講ずるよう努めなければならない、とも規定されています。世の中には、言うことを聞かない者に指導に従わせるためには体罰は必要であるとの意見が少なからず存在しますが、これは間違いです。言うことを聞かないことにはそう育った背景があります。このことを理解し、体罰に頼らない指導者を育成することが望まれます。



# 『異業種若手経営者交流会』開催のご報告

株式会社葵経営コンサルタンツ 千田 仁志

去る1月22日(火)、うるる 桜通り錦店(名古屋市中区錦3-2-1)において若手異業種経営者交流会が開催されました。

当センターでは「若手経営者経営研究会」という40～50歳代を中心とした若手経営者の皆様を対象に、経営についての勉強会を定期開催しており、本会はこれら若手経営者の皆様の交流を深める新年会として開催されました。本交流会に先立って行われました「新春経済講演会」の講師をお勤め頂きました中日新聞社経済部長鈴木孝昌氏にも参加していただき、講演でお話されなかった内容などをお聞きできたばかりでなく、今回新たに参加頂いた方々も含めて、普段はなかなか接点の無い異業種の経営者の方々同士によるざっくばらんな会話が飛び交う、とても雰囲気の良い会となりました。



これをきっかけとして、今後より多くの方々に「若手経営者経営研究会」にご出席いただけたらと思っております。ご興味がありましたら、是非ご参加のほどよろしくお願い致します。

## 鈴木 孝昌 氏 プロフィール

1962年静岡県出身 早稲田大学第一文学部卒

【経歴】1985年 中日新聞社 入社

(東海本社報道部(浜松)、豊田支局経済部、外報部など勤務を経て)

1996～1999年 香港支局長

2007～2009年 中国総局長(北京)

1999～2002年 経済部

2009～2012年6月 社会部次長

2002～2005年 中国総局長(北京)

2012年7月～ 経済部長

2005～2006年 社会部デスク

【著書】

胡錦濤の対日政策－中国共産党・国家・軍を動かす－ (日本僑報社 2004年10月)

現在中国の禁書－民主・性・反日－ (講談社 2005年6月)

(参考) 祖父たちの告白－太平洋戦争70年目の真実－ (2012年8月)

朝刊連載を担当後、中日新聞社会部から出版